

公 示 日 : 2021 年 6 月 30 日

調達管理番号 : 21a00434

国 名 : ヨルダン

担 当 部 署 : 人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

調 達 件 名 : ヨルダン国労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト労働安全衛生アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 労働安全衛生アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月下旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 5.03M/M、国内 1.60M/M、合計 6.63M/M
- (3) 業務日数 :
国内準備 28 日、現地業務 151 日、国内整理 4 日

本業務においては 1 回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 7 月 21 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 8 月 5 日 (木) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	労働安全衛生分野に係る各種業務
対象国／類似地域	中東地域／全途上国
語学の種類	英語（アラビア語ができることが望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ヨルダンでは、年間約 15,000 件の死傷災害、うち約 150 件の死亡災害が発生しており、労働災害は深刻な課題となっている。ヨルダン政府は 1996 年に労働法を制定して労働安全衛生規定を明文化し、従業員数 20 人以上の組織や企業に対し、国の認定を受けた労働安全衛生管理者の採用を義務づけた。しかし、対象企業数 3,000 社に対して資格を有する労働安全衛生管理者は僅か約 300 人に留まっており、労働安全衛生管理者の人材育成に係るニーズに追いつけていない。また、労働省・保健省・社会保障公社及び職業訓練公社（Vocational Training Corporation。以下、VTC とする）はこれら 4 者からなる労働監督委員会を設置し、企業に対する抜き打ちによる訪問監督を実施しているが、限られた数の監督チームによってすべての事業所に法規を徹底させることは困難な状況にある。

このような状況を改善すべく、労働安全衛生管理者の認定権限を有する VTC が所管する、首都アンマンに位置する労働安全衛生センター（Occupational Safety and Health Institute。以下、OSHI とする）では、労働安全衛生に関する研修、コンサルテーションサービス、意識向上活動などを行っているが、技術的なノウハウや資機材が不足している。また、労働安全衛生管理者をヨルダン全国

の対象企業に配置する上で、現在の VTC の活動拠点が OSHI の 1 カ所に留まっていることに鑑みると、同組織の労働安全衛生に関する業務の質的改善に加え、面的拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

本プロジェクトは VTC 傘下の 3 か所の職業訓練センター（在アンマンの OSHI、ハカマ職業訓練センター（以下、VTI ハカマとする）、アカバ職業訓練センター（以下、VTI アカバとする））の労働安全衛生に係る①研修、②技術・管理コンサルティング、③意識向上に関するサービス提供が強化されることを目標に、アンマン県、イルビッド県（※職業訓練センターのあるハカマはイルビッド県の工業都市）、アカバ県における企業等の労働災害防止のための安全衛生管理の向上に寄与すべく、2017 年 3 月～2021 年 2 月までの 4 年間の予定で開始され、業務調整／研修企画の専門家（直営、以下同じ）が 2017 年 3 月より派遣されている。その後、2020 年 8 月 27 日付で R/D を変更し、協力期間を 2022 年 3 月までの 5 年 1 か月に延長している。なお、本プロジェクトでは、2018 年 6 月以降チーフアドバイザーが不在で今後の派遣見込みもないため、業務調整／研修企画の専門家とカウンターパートがプロジェクトを運営している。この他、短期専門家の派遣及び国別研修を実施しており、概要以下のとおり。

2017 年度	
【国別研修】	・労働安全衛生に係る研修技能向上（2017 年 5 月中下旬、約 10 日間）
2018 年度	
【短期専門家】	・労働安全衛生分野における訓練計画策定（業務実施契約（単独型））（2018 年 9 月下旬～10 月中旬、約 15 日間）
2019 年度	
【国別研修】	・労働安全衛生に係る教育技能向上（2019 年 4 月上中旬、約 10 日間） ・労働安全衛生に係る教育技能向上 2（2019 年 9 月下旬～10 月上旬、約 10 日間）
【短期専門家】	・労働安全衛生トレーニング（2019 年 6 月中下旬、約 15 日間） ・職場環境測定（2019 年 9 月中下旬、約 15 日間） ・労働安全衛生コンサルティングサービス（2019 年 11 月上中旬、約 15 日間） （いずれも直営）
2020 年度	
【国別研修】	・労働安全衛生に係る教育技能向上 3（2021 年 1 月上中

旬、2月中旬に分けてオンラインで実施、約10日間)

本プロジェクトでは、労働安全衛生研修及び企業への労働安全衛生のコンサルテーションが可能な職員を指導するマスタートレーナー（Master Trainer、以下MTとする）を育成することとしており、MTが中心となって労働安全衛生に係る研修及びコンサルテーションサービスの能力向上と、それらの提供機会のヨルダン全土への拡大を図っている。

これまでの本プロジェクトの活動により、2018年に労働安全衛生研修新カリキュラム（計280時間分）が策定された。これを基に安全衛生専門管理者養成研修にて使用する新テキストの最終化及び副教材の作成、そしてMTがそれらを用いて指導方法等の研鑽を積むパイロット研修（教育実習）の実施が必要である。また、MTが企業等において労働安全衛生分野のコンサルテーションサービスを行うにあたっては、労働安全衛生の各分野における知識や一定の技術（作業環境測定等）も必要である。加えて、職業訓練センターにおける労働安全衛生意識向上に向けて、ポスターや映像資料等を作成、拡充することも求められる。

この度、業務実施契約（単独型）にて、労働安全衛生分野のアドバイザー業務を担当するコンサルタント専門家を備上し、以下の本プロジェクトの目標及び成果の達成に寄与すべく、プロジェクトの全体総括及びMTの人材育成を通じて労働安全衛生の普及促進を目指すこととした。

<プロジェクト目標>

VTCの3つの職業訓練センター（OSHI、VTIハカマ、VTIアカバ）の労働安全衛生に係る①研修、②技術・管理コンサルテーション、③意識向上に関するサービスが強化される。

<成果>

- 1.VTCの3つの職業訓練センターの労働安全衛生に係る研修能力が向上する。
- 2.同3職業訓練センターの労働安全衛生分野の技術・管理に関するコンサルテーション能力が向上する。
- 3.同3職業訓練センターの労働安全衛生意識向上に関する能力が向上する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、労働安全衛生アドバイザー業務専門家として、現地の業務調整／研修企画の専門家と協力しながら、カウンターパートであるVTC関係者、及びOSHI、VTIハカマ、VTIアカバ等に所属するMT（対象者24名）に対し労働安全衛生分野における各種取り組みについて技術移転を担当する。

より詳細な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021年8月下旬～9月下旬）

- ① プロジェクト関係資料（事前評価表、詳細計画策定調査報告書、R/D、合同調整委員会（Joint Coordination Committee、以下 JCC とする）資料、モニタリング・シート等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② JICA 人間開発部、ヨルダン事務所、業務調整／研修企画の専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文、英文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。
- ④ JICA 人間開発部、ヨルダン事務所、業務調整／研修企画の専門家と連絡・調整の上、VTC にワークプランの内容を説明、了承を得る（オンラインで対応）。
- ⑤ ワークプランに沿って、現地で実施する研修内容等の策定及び実施スケジュールの具体化を進める。その際、随時 JICA 人間開発部、ヨルダン事務所、業務調整／研修企画の専門家と連絡・調整しながら VTC 及び研修等の対象である MT へのアップデートを行い、得られたコメント等を計画に反映・更新する（オンラインで対応）。

(2) 現地業務期間（2021年10月上旬～2022年2月下旬）

現地渡航中に、以下の活動を行う。なお、カッコ内に記載したそれぞれの活動期間は準備期間を含めたおおよその目安であり、各項目の実施順序及び組み合わせ等、最も効率的な方策を検討の上、プロポーザルにて具体的に提案のこと。また、これらを実施するにあたり必要な準備等を国内準備期間に随時進めるようスケジュールを検討のこと。なお、本プロジェクトはこれまで短期専門家派遣や国別研修実施等にて、中央労働災害防止協会（以下、中災防とする）から協力を得ている。今後の本プロジェクトの実施においても中災防から専門的なアドバイスを得る等、必要に応じて JICA の仲介も得ながら協力を仰ぐこととする。

① 現地研修の企画運営	
研修用テキスト、副教材の作成指導（1.5 か月）	【必要な取り組み】 ・現在プロジェクトで開発中のマスタートレーナー研修用新テキスト（中災防発行の書籍「衛生管理（上）—第1種用—」及び「安全管理者選任時研修テキスト」の記載事項を含む内容）について、日本における技術的知見や国際基準等を踏まえながら、ヨルダンの法令・制度施策に沿った策定内容となるよう支援

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨルダンの法令・制度施策に沿った策定内容とする際、具体的な検討事項等を VTC に確認して把握する。 ・同研修用テキスト及び副教材の使用者となる MT にも要望を確認し、指導に活用しやすい内容となるよう支援する。 <p>【PDM 上の関連する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-1-2：VTC 職員が、関係者の意見に基づいて、現行の安全衛生専門管理者養成研修の内容を見直し、具体的な改善点を特定する。 ・1-1-3：上記 1-1-2 の結果に基づき安全衛生専門管理者養成研修の内容を改善し、VTC の規定の手続きに則って最終化する。
<p>MT の指導技術向上に向けた指導(1.5 か月)</p>	<p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 名の MT が実施する「安全衛生専門管理者養成研修」のパイロット研修(教育実習)に立ち合い、MT の指導技術の向上を図るべく指導を行うとともに、パイロット研修で使用する副教材(画像や映像、実践課題)の作成及び内容の充実に向けた指導を行う。 ・3 つの職業訓練校を巡回し、24 名の MT が実施する安全衛生専門管理者養成研修に立ち会い、同研修の運営全般と指導技術の最終確認を行う。改善点があれば指摘、助言する。 <p>【PDM 上の関連する活動】</p> <p>1-3 パイロット研修を行って改訂版「安全衛生専門管理者養成研修」を最終化し、VTC の 3 つの職業訓練センター(OSHI、VTI ハカマ、VTI アカバ)における一般向け研修を開始する。</p> <p>1-3-1 マスタートレーナーが、同 3 職業訓練センターにて「安全衛生専門管理者養成研修」のパイロット研修を実施する。</p> <p>1-3-2 マスタートレーナーが、「安全衛生専門管理者養成研修」の内容を改訂し最終化する。</p>

	<p>1-3-3 VTCが、規定の手続きに則って、改訂版「安全衛生専門管理者養成研修」を最終化する。</p> <p>1-3-4 同3職業訓練センターにて改訂版「安全衛生専門管理者養成研修」を開始する。</p>
② 技術・管理コンサルテーション	
<p>MTによる企業等への技術・管理コンサルテーションサービスの提供手法指導（1.5か月）</p>	<p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術・管理コンサルテーションサービスの展開にあたり、企業現場における改善指導技術をMTに指導する。 ・職場環境の測定、評価、改善に向けた指導やフォローアップのあり方を指導する。指導対象分野は光度、放射線、温度・湿度、騒音、粉塵、化学物質・有害金属、水質を想定している。 ・マスタートレーナーのOJT（企業における実地研修）に立ち会い、相手方に受け容れられやすいコミュニケーションの取り方・アドバイスの仕方や、作業環境測定時のチェック項目等について指導を行う。 <p>※プロジェクトで調達した測定機器を用いた指導を行う際、必要に応じて中災防からの助言を得る。</p> <p>【PDM上の関連する活動】</p> <p>2-3 講師に必要な能力を特定したうえで、選定したパイロット企業を対象にOJTを行う。</p> <p>2-3-1 VTCの3つの職業訓練センター（OSHI、VTIハカマ、VTIアカバ）にて技術・管理コンサルテーションサービスを担当する講師に必要な能力を特定する。</p> <p>2-3-2 パイロット企業を選定し、実際の技術・管理コンサルテーションを通して、同3職業訓練センターの講師のOJTを行う。</p>
③ 労働安全衛生分野における意識向上に関するサービス提供	
<p>啓発資料（ポスター、映像等）の作成手法指導（1.5か月）</p>	<p>【必要な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識向上に向けた既存のポスターや映像などをレビューし、それらの改善点を指導する。 ・新規に作成すべきマテリアルの方向性や内容を

	<p>検討し、作成にあたってのポイント等を指導する。</p> <p>【PDM上の関連する活動】</p> <p>3-1 労働安全衛生意識向上のため活動（セミナー、ワークショップ等）および資材（ポスター、パンフ、冊子、DVD、ウェブサイト、SNS等）を特定する。</p> <p>3-1-1 現在OSHIが実施および作成している労働安全衛生意識向上のための活動および資材を見直す。</p> <p>3-1-2 改善すべき労働安全衛生意識向上のための活動および資材を特定する。</p> <p>3-2 労働安全衛生意識向上のための資材を開発および改善する。</p> <p>3-3 セミナー・ワークショップ等の労働安全衛生意識向上活動を社会に対して行う。</p> <p>3-3-1 資材作成やウェブサイト・SNSの作成・運営管理、セミナー・ワークショップの計画・実行など、労働安全衛生意識向上に関して3職業訓練センターが必要とする能力を特定する。</p>
--	--

- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する
- ⑤ JICAヨルダン事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

- (5) 国内整理期間（2022年3月上旬）
 専門家業務完了報告書（和文）をJICA人間開発部に提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成すること。

- (1) 業務ワークプラン（全体）
 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA ヨルダン事務所へ各 1 部）、英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関へ各 1 部）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時に、英文のみで作成・提出する。提出部数は以下のとおり。
英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA ヨルダン事務所、C/P 機関へ各 1 部）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

2022 年 3 月 4 日までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びヨルダン事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した新テキスト、副教材、啓発向け資料等については、専門家業務完了報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドーハ又はドバイ⇒アンマン⇒ドーハ又はドバイ⇒日本を標準とします。

(2) コロナ対策に関する経費

PCR 検査費用、隔離期間の待機費用等は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、10 月上旬から 2022 年 2 月下旬の

間で提案してください。なお、ヨルダン入国後の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、プロジェクトに派遣されている業務調整／研修企画の専門家と連絡・調整しながら業務を実施してください。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舍手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり（プロジェクトの在外事業強化費で対応）
- エ) 通訳備上：あり（プロジェクトの在外事業強化費で対応）
- オ) 現地日程のアレンジ：日程アレンジ及び必要に応じて同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：VTC 内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム（TEL:03-5226-8352）にて配布します。

- ・ 事前評価表
- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ R/D
- ・ 第1～2回 JCC 資料及びモニタリング・シート
- ・ プロジェクトで調達した測定機器リスト（作業環境測定指导向け）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

とさせていただきます。

- ② 労働安全衛生分野における指導、現場経験を有することが求められます。また、開発途上国において、労働安全衛生分野における研修あるいはワークショップの実施運営、手順書作成等の知識・経験を有することが望ましいです。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上